



## 「災害時における仮設給水栓の設置等に関する協定」の締結及び応急給水訓練

～名古屋市指定水道工事店協同組合～



名古屋市上下水道局 丹羽局長あいさつ



穂刈理事長あいさつ



協定書の交換



仮設給水栓の寄託

昨年8月3日(水)午前10時より港区港北公園において災害時における仮設給水栓の設置等に関する協定の締結、仮設給水栓設置など応急給水訓練が行われました。

協定の締結の部では丹羽名古屋市上下水道局長、穂刈理事長のあいさつの後、穂刈理事長が上下水道局との間で「災害時における仮設給水栓の設置等に関する協定」の協定書の交換を行い、上下水道局から佐々木港支部長へ仮設給水栓が寄

託されました。応急給水訓練の部では港支部の支部員が仮設給水栓の設置訓練と受水訓練を行いました。

当日は多数の報道機関の取材があり、テレビや新聞のニュースでも取り上げられました。

なお、仮設給水栓については組合に総数で112基寄託されました。今後も局との連携を深め地域密着型の防災訓練等を行っていきます。



港支部の皆様



設置訓練

## 災害時における仮設給水栓の設置等に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と名古屋市指定水道工事店協同組合（以下「乙」という。）とは、平成24年12月3日付けで締結した「災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定書」（以下「基本協定」という。）に基づいて甲が乙に要請する仮設給水栓の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（仮設給水栓の設置要請）

第1条 甲は、名古屋市域で地震が発生した場合、基本協定第5条第4号の規定に基づく協力要請として、乙に対して応急給水施設への仮設給水栓の設置を要請することができる。

2 乙は、前項に規定する仮設給水栓の設置の要請（以下「設置要請」という。）を受けたときは、応急給水施設へ仮設給水栓の設置を行うものとする。

（仮設給水栓の寄託）

第2条 甲は、設置要請を行うため、あらかじめ乙に仮設給水栓及び必要物品（以下「仮設給水栓等」という。）を寄託するものとする。

（寄託の条件）

第3条 前条による仮設給水栓等の寄託の条件は以下のとおりとする。

- (1) 寄託期間は第8条に定める有効期間の末日（同条ただし書きにより期間が延長された場合は延長後の期間の末日）までとする。
- (2) 寄託料は無料とする。
- (3) 甲が乙に寄託する仮設給水栓等（以下「寄託品」という。）の数は、甲と乙があらかじめ協議して定めるものとし、寄託品の数を変更する必要がある場合は、その都度甲乙協議して変更する寄託品の数を定めるものとする。

- (4) 乙は、寄託品を受け取ったときは、受領書を作成し、甲に提出するものとする。
- (5) 乙は、寄託品を返納するときは、返納書を作成し、甲に提出するものとする。
- (6) 乙は、寄託期間が終了した場合及び寄託期間中において甲が要求した場合は、直ちに寄託品を甲に返納しなければならない。
- (7) 寄託品の保管場所は第4条第1号に定める担当工事店の建物内とする。
- (8) 乙は、寄託品を本協定の目的以外に使用してはならない。
- (9) 乙は、毎年度寄託品を点検し、その結果を甲に報告しなければならない。
- (10) 乙は、寄託品を第三者に譲渡、転貸、売却又は担保の目的に供する等の行為をしてはならない。
- (11) 乙は、寄託品の紛失、損傷、盗難等が発生した場合は、復元又は購入にかかる費用を負担しなければならない。

(事前準備等)

第4条 乙は、設置要請に備え、次のとおり事前準備を行うものとする。

- (1) 乙は、乙に加盟している本市指定給水装置工事事業者（以下「工事店」という。）の中から、甲が指定する各応急給水施設に対して仮設給水栓の設置作業を担当する工事店（以下「担当工事店」という。）を指定するとともに、名簿を作成し、甲に提出するものとする。
- (2) 乙は、提出した名簿の内容に変更が生じた場合、内容変更した名簿を速やかに甲に提出するものとする。
- (3) 乙は、担当工事店が対応できない場合を想定し、代替りの工事店を指定する等、バックアップ体制を構築するものとする。

(地震発生時の対応方法)

第5条 名古屋市域で震度5強以下の地震が発生した場合における甲及び乙の具体的な対応は、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲の対応  
甲は、地震の被害等により必要と認めるときは、乙が提出した名簿に基づき、甲から設置要請を行うものとする。
- (2) 乙の対応  
ア 乙は、担当工事店(担当工事店が対応できない場合は代替りの工事店)に対し、甲の設置要請に対応するための準備を行うように連絡するものとする。  
イ 乙は、甲から設置要請があった場合、速やかに各応急給水施設へ仮設給水栓を設置するものとする。



2 名古屋市域で震度6弱以上の地震が発生した場合、乙は、甲からの設置要請があったものとみなし、速やかに前項第2号イの対応を行うものとする。ただし、「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合、避難勧告発令対象地域内にある応急給水施設には、仮設給水栓を設置しないものとする。

3 乙は、前2項いずれの場合においても仮設給水栓を設置した場合は、試薬を用いて残留塩素を確認し、応急給水が可能な状態にするものとする。

(報告)

第6条 乙は、設置要請に基づいて仮設給水栓の設置を完了した場合は、速やかに甲にその旨報告するものとする。また、仮設給水栓の設置ができなかった場合においては、その理由を報告するとともに、甲の指示に従うものとする。

(撤去)

第7条 第5条により設置した仮設給水栓の撤去については、甲の指示によるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成28年8月3日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日30日前までに、甲又は乙から相手方に対し別段の意思表示がない場合は、引き続き1年間延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項が生じた場合、又は本協定の内容について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

平成28年8月3日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 上下水道局長 丹羽 吉彦 ⑩

乙 名古屋市中区丸の内三丁目14番11号水道会館内

名古屋市指定水道工事店協同組合

代表者 理事長 穂刈 泰男 ⑩